

鹿児島県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、鹿児島県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和3年4月13日付障発0413第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「実施要綱」という。）及び鹿児島県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。

そのため、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。

(補助金の額)

第3条 補助金の額については、実施要綱の別添1に定める障害福祉サービス等事業所ごとに、交付基礎単価に単位の数を乗じて得た額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

また、千円未満の端数が生じた場合は、これらを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 総括表 別記第2-1号様式
- (2) 事業所・施設別申請額一覧表 別記第2-2号様式
- (3) 事業所・施設別個表 別記第2-3号様式
- (4) 事業計画書 別記第3号様式
- (5) 補助対象事業所・施設に該当することの確認書
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事の指定する日とし、その提出部数は一部とする。また、複数の事業所を有する障害福祉サービス等事業者については、県内に所在する障害福祉サービス等事業所について、一括して申請することを基本とする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条第1項に規定する条件は次のとおりとする。

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

令和3年4月1日以降に、以下のいずれかに該当した事業所・施設等であること。

ア 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所

※ 職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む。

イ 濃厚接触者に対応した施設・事業所

ウ 都道府県、保健所を設置する市区から休業要請を受けた事業所

エ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件（実施要綱別添2）のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（ア、イの場合を除く）

オ ア、ウ以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

ア (1)のアに該当する施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所

イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所

(3) その他

ア 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなけ

ればならない。

(ア) 補助金額の変更（ただし、補助金額の20%以内の減額を除く。）

(イ) 補助事業に要する経費の配分で、20%を超える増減

(ウ) 補助事業の内容の著しい変更

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を帳簿を事業が完了する日（補助対象事業の中止または廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

オ 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または破棄してはならない。

カ 知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

キ 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業を行う者アからキまでにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

(1) 補助金額の変更（ただし、補助金額の20%以内の減額を除く。）

(2) 補助事業に要する経費の配分で、20%を超える増減

(3) 補助事業の内容の著しい変更

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 総括表 別記第6-1号様式
- (2) 事業所・施設別申請額一覧表 別記第6-2号様式
- (3) 事業所・施設別個表 別記第6-3号様式
- (4) 事業計画書 別記第7号様式
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第8号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条の補助事業実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書 別記第11号様式
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、知事が定める日とし、その提出部数は2部とする。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第12号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第13号様式のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和3年11月5日から施行し、令和3年4月1日から適用する。